

「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」修正対照表

第三部分

「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)	「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」 (訂正履歴表記あり)	「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」 (訂正履歴表記なし)
<p>第三部分第一章</p> <p>3.2.3 要約書の訳文及び添付図面</p> <p>訳文は、原文の内容を変更しないことを前提として、簡潔に短くしなければならない。余分な単語がない限り、審査官は、専利法実施細則 23 条 2 項における要約書の字数についての規定を理由として、出願人に補正を要求したり、職権に基づいて補正したりしてはならない。</p> <p>国際公開に要約書がない場合でも、国内段階移行時には、出願人が国際出願の最初の要約書の訳文を提出しなければならない。</p>	<p>第三部分第一章</p> <p>3.2.3 要約書の訳文及び添付図面</p> <p>訳文は、原文の内容を変更しないことを前提として、簡潔に短くしなければならない。余分な単語がない限り、審査官は、専利法実施細則第 23 条第 2 項<u>本指南第一部分第一章第 4.5.1 節</u>における要約書の字数についての規定を理由として、出願人に補正を要求したり、職権に基づいて補正したりしてはならない。</p> <p>国際公開に要約書がない場合でも、国内段階移行時には、出願人が国際出願の最初の要</p>	<p>第三部分第一章</p> <p>3.2.3 要約書の訳文及び添付図面</p> <p>訳文は、原文の内容を変更しないことを前提として、簡潔に短くしなければならない。余分な単語がない限り、審査官は、本指南第一部分第一章第 4.5.1 節における要約書の字数についての規定を理由として、出願人に補正を要求したり、職権に基づいて補正したりしてはならない。</p> <p>国際公開に要約書がない場合でも、国内段階移行時には、出願人が国際出願の最初の要約書の訳文を提出しなければならない。</p>

<p>国際出願に要約書添付図面がある場合、要約書添付図面の副本を提出しなければならない。要約書添付図面の副本は、国際公開時の要約書添付図面と一致するものでなければならない。添付図面に文字がある場合、当該文字を該当する中国語に書き換え、かつ改めて添付図面を製図するとともに、原文を中国語に書き換えて適切な箇所に表記しなければならない。最初の公開に調査報告が含まれておらず、かつ最初に公開された国際公開文書 A2 と、以降に公開された国際公開文書 A3 で使用された要約書添付図面が一致しない場合、その後公開された時の要約書添付図面が優先されるものとする。</p> <p>規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げたものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。</p>	<p>約書の訳文を提出しなければならない。</p> <p><u>要約書の訳文が規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正を通知しなければならない。期限が満了になっても補正されない場合、審査官は取り下げたものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。</u></p> <p><u>国際出願に要約書添付図面がある場合、約書添付図面の副本を提出しなければならない。移行声明において指定しなければならない。指定した要約書添付図面の副本は、国際公開時の要約書添付図面と一致するものでなければならない。添付図面に文字がある場合、当該文字を該当する中国語に書き換え、かつ改めて添付図面を製図するとともに、原文を中国語に書き換えて適切な箇所に表記しなければならない。</u>最初の公開に調査報告が含まれておらず、かつ最初に公開された国際公開文書 A2 と、以降に公開された国際公開文書 A3 で使用された要約書添付図面が一致しない場合、その後公開された時の要約書添付</p>	<p>要約書の訳文が規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正を通知しなければならない。期限が満了になっても補正されない場合、審査官は取り下げたものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。</p> <p>国際出願に要約書添付図面がある場合、移行声明において指定しなければならない。指定した要約書添付図面は、国際公開時の要約書添付図面と一致するものでなければならない。最初の公開に調査報告が含まれておらず、かつ最初に公開された国際公開文書 A2 と、以降に公開された国際公開文書 A3 で使用された要約書添付図面が一致しない場合、その後公開された時の要約書添付図面が優先されるものとする。規定に合致しない場合、審査官は出願人に補正を通知し、又は職権に基づき指定を行い、出願人に通知することができる。</p>
---	--	--

	<p>図面が優先されるものとする。<u>規定に合致しない場合、審査官は出願人に補正を通知し、又は職権に基づき指定を行い、出願人に通知することができる。</u></p> <p>規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げしたものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。</p>	
<p>第三部分第一章</p> <p>5.2.5 優先権主張の回復</p> <p>国際出願について、国際段階で特許協力条約実施細則 26 条の 2.2 の状況が発生したために、国際事務局又は受理官庁から、優先権主張の提出がなかったものとみなす旨の宣告をされた場合において、出願人は国内段階移行手続を取ると同時に、権利回復請求費を納付し、優先権主張の回復請求を提出することができる。出願人が国際事務局に対して先の出願書類の副本を提出していない場合、回復の根拠として先の出願書類の副本を同時に添付</p>	<p>第三部分第一章</p> <p>5.2.5 優先権主張の回復</p> <p>5.2.5.1 専利法実施細則第 128 条に基づく回復</p> <p><u>国際出願について優先権を主張し、かつ国際出願日が優先権の期限が満了になって 2 ヶ月以内にあり、国際段階においてすでに受理官庁が優先権の回復を承認した場合、専利局は通常、もはや疑問を提示せず、国際出願の国内段階移行時に、出願人は回復手続を再度行う必要がない。国際段階において出願人が優先権の回復を請求せず、又は回復の請求を</u></p>	<p>第三部分第一章</p> <p>5.2.5 優先権主張の回復</p> <p>5.2.5.1 専利法実施細則第 128 条に基づく回復</p> <p>国際出願について優先権を主張し、かつ国際出願日が優先権の期限が満了になって 2 ヶ月以内にあり、国際段階においてすでに受理官庁が優先権の回復を承認した場合、専利局は通常、もはや疑問を提示せず、国際出願の国内段階移行時に、出願人は回復手続を再度行う必要がない。国際段階において出願人が優先権の回復を請求せず、又は回復の請求を</p>

<p>しなければならない。提出がなかったものとみなされた優先権主張の関連情報が、国際出願とともに公開されていることが条件となる。国内段階移行後に提出される回復請求は考慮しないものとする。</p> <p>国際出願の国内段階移行後に、以下に掲げる状況の何れか 1 つによって、優先権を主張していないものとみなされた場合、専利法実施細則 6 条の規定に基づき、優先権を主張する権利の回復を請求することができる。</p> <p>……</p>	<p><u>提出したが受理官庁が承認せず、出願人に正当な理由がある場合、移行日から起算して 2 ヶ月以内に優先権の回復を請求し、優先権回復請求書を提出し、理由を説明することができ、かつ権利回復請求費、優先権主張の費用を納付する。国際事務局に先の出願書類の副本を提出していない場合は、さらに先の出願書類の副本を同時に添付しなければならない。上述の規定に従って回復手続を行わなかった場合、審査官は優先権の未主張とみなす通知書を発行しなければならない。</u></p> <p>国際出願について、国際段階で特許協力条約実施細則 26 条の 2.2 の状況が発生したために、国際事務局又は受理官庁から、優先権主張の提出がなかったものとみなす旨の宣告をされた場合において、出願人は国内段階移行手続を取ると同時に、<u>移行日から起算して 2 ヶ月以内に、優先権主張の費用、権利回復請求費、優先権主張の費用</u>を納付し、優先権主張の回復請求を提出することができる。出願人が国際事務局に対して先の出願書類の副本</p>	<p>提出したが受理官庁が承認せず、出願人に正当な理由がある場合、移行日から起算して 2 ヶ月以内に優先権の回復を請求し、優先権回復請求書を提出し、理由を説明することができ、かつ権利回復請求費、優先権主張の費用を納付する。国際事務局に先の出願書類の副本を提出していない場合は、さらに先の出願書類の副本を同時に添付しなければならない。上述の規定に従って回復手続を行わなかった場合、審査官は優先権の未主張とみなす通知書を発行しなければならない。</p> <p>国際出願について国際段階で、特許協力条約実施細則 26 条の 2.2 の状況が発生したために、国際事務局又は受理官庁から、優先権主張の提出がなかったものとみなす旨の宣告をされた場合において、出願人は移行日から起算して 2 ヶ月以内に、<u>権利回復請求費、優先権主張の費用</u>を納付し、優先権主張の回復請求を提出することができる。出願人が国際事務局に対して先の出願書類の副本を提出していない場合、回復の根拠として先の出願書類</p>
--	---	--

	<p>を提出していない場合、回復の根拠として先の出願書類の副本を同時に添付しなければならない。提出がなかったものとみなされた優先権主張の関連情報が、国際出願とともに公開されていることが条件となる。国内段階移行後に提出される回復請求は考慮しないものとする。行った回復手続が上述の規定に合致する場合、優先権の回復を許可し、審査官は権利回復請求審査許可通知書を発行する。規定に合致しない場合は、優先権を回復しない。専利法実施細則第 6 条第 1 項、第 2 項は出願人が専利法実施細則第 128 条に規定された期限に遅れた場合に適用しない。</p> <p>5.2.5.2 専利法実施細則第 6 条に基づく回復</p> <p>本章第 5.2.5.1 節に別途の定めがない限り、国際出願の国内段階移行後に、以下に掲げる状況の何れか 1 つによって、優先権を主張していないものとみなされた場合、専利法実施細則 6 条の規定に基づき、優先権を主張する権利の回復を請求することができる。</p>	<p>の副本を同時に添付しなければならない。提出がなかったものとみなされた優先権主張の関連情報が、国際出願とともに公開されていることが条件となる。行った回復手続が上述の規定に合致する場合、優先権の回復を許可し、審査官は権利回復請求審査許可通知書を発行する。規定に合致しない場合は、優先権を回復しない。専利法実施細則第 6 条第 1 項、第 2 項は出願人が専利法実施細則第 128 条に規定された期限に遅れた場合に適用しない。</p> <p>5.2.5.2 専利法実施細則第 6 条に基づく回復</p> <p>本章第 5.2.5.1 節に別途の定めがない限り、国際出願の国内段階移行後に、以下に掲げる状況の何れか 1 つによって、優先権を主張していないものとみなされた場合、専利法実施細則 6 条の規定に基づき、優先権を主張する権利の回復を請求することができる。</p> <p>……</p>
--	--	--

	
<p>第三部分第二章</p> <p>3.2 審査の根拠とする書類</p> <p>.....</p> <p>(4) 専利法実施細則 44 条及び/又は 104 条に基づいて提出される補正書類。</p> <p>(5) 専利法実施細則 112 条 2 項又は 51 条 1 項に基づいて提出される補正書類。</p> <p>特許協力条約 28 条又は 41 条に基づいて提出される補正した権利要求書、説明書と添付図面は、専利法実施細則 112 条 2 項又は 51 条 1 項に基づいて提出される補正書類とみなす。</p> <p>審査の基礎となる書類は、審査の基礎についての声明で明記したものを基準とする。審査の基礎についての声明に含まれるものは、国内段階移行時に国内段階移行の書面声明（以下、移行声明という）の所定欄に明記した内容、及び国内段階移行後に所定の期限内に補足的声明の形式により審査の基礎に対して補足的に明記した内容がある。後者は前</p>	<p>第三部分第二章</p> <p>3.2 審査の根拠とする書類</p> <p>.....</p> <p>(4) 専利法実施細則 4450 条及び/又は 12521 条に基づいて提出される補正書類。</p> <p>(5) 専利法実施細則 13430 条 2 項又は 547 条 1 項に基づいて提出される補正書類。</p> <p>特許協力条約 28 条又は 41 条に基づいて提出される補正した権利要求書、説明書と添付図面は、専利法実施細則 13430 条 2 項又は 547 条 1 項に基づいて提出される補正書類とみなす。</p> <p>審査の基礎となる書類は、審査の基礎についての声明で明記したものを基準とする。審査の基礎についての声明に含まれるものは、国内段階移行時に国内段階移行の書面声明（以下、移行声明という）の所定欄に明記した内容、及び国内段階移行後に所定の期限内に補足的声明の形式により審査の基礎に対して補足的に明記した内容がある。後者は前</p>	<p>第三部分第二章</p> <p>3.2 審査の根拠とする書類</p> <p>.....</p> <p>(4) 専利法実施細則 50 条及び/又は 121 条に基づいて提出される補正書類。</p> <p>(5) 専利法実施細則 130 条 2 項又は 57 条 1 項に基づいて提出される補正書類。</p> <p>特許協力条約 28 条又は 41 条に基づいて提出される補正した権利要求書、説明書と添付図面は、専利法実施細則 130 条 2 項又は 57 条 1 項に基づいて提出される補正書類とみなす。</p> <p>審査の基礎となる書類は、審査の基礎についての声明で明記したものを基準とする。審査の基礎についての声明に含まれるものは、移行声明の所定欄に明記した内容、及び国内段階移行後に所定の期限内に補足的声明の形式により審査の基礎に対して補足的に明記した内容がある。後者は前者に対する補足と補正である。</p>

<p>者に対する補足と補正である。</p> <p>出願人が移行声明において、出願書類に援用・付加した項目や部分が含まれていることを明記し、かつ方式審査段階において当該国際出願の中国に対する出願日を改めて確定した場合、援用・付加した項目や部分については、当初に提出された出願書類の一部でなければならない。実体審査の過程において、出願人が中国に対する出願日の修正によって、援用・付加した項目や部分を保留することは認められない。</p>	<p>者に対する補足と補正である。</p> <p>出願人が移行声明において、出願書類に援用・付加した項目や部分が含まれていることを明記し、かつ方式審査段階において当該国際出願の中国に対する出願日を改めて確定した場合、援用・付加した項目や部分については、当初に提出された出願書類の一部でなければならない。実体審査の過程において、出願人が中国に対する出願日の修正によって、援用・付加した項目や部分を保留することは認められない。</p> <p>方式審査段階において援用・付加した項目や部分を受け入れ保留元の国際出願日を留保した場合、規定に従って提出した援用・付加した項目や部分については、元の出願書類の一部でなければならない。出願人が移行声明において出願書類に援用・付加した項目や部分が含まれることを明示した場合、審査官は方式審査部門による審査を基に（本指南第三部分第一章第 5.3 節を参照）、援用・付加した項目や部分が先の出願書類の副本及びその</p>	<p>規定に従って提出した援用・付加した項目や部分については、元の出願書類の一部でなければならない。出願人が移行声明において出願書類に援用・付加した項目や部分が含まれることを明示した場合、審査官は方式審査部門による審査を基に（本第一章第 5.3 節を参照）、援用・付加した項目や部分が先の出願書類の副本及びその中国語訳文に完全に含まれるか否かを確認しなければならない。含まれない場合は、国際事務局から伝送される「援用項目又は部分の決定確認通知書」（PCT/R0/114 表）における記載を根拠として、中国に対する国際出願日を改めて確定しなければならない。</p> <p>国際段階の補正書類については、国内段階移行時に審査の基礎とすることが明記されていないか、若しくは明記したが、規定に基づく中国語訳文を提出していない場合、実体審査の基礎としない。</p> <p>出願人は、国際出願の国内段階移行後の実体審査請求の提出時に、又は専利局からの発</p>
---	--	--

<p>国際段階の補正書類については、国内段階移行時に審査の基礎とすることが明記されていないか、若しくは明記したが、規定に基づく中国語訳文を提出していない場合、実体審査の基礎としない。</p> <p>出願人は、国際出願の国内段階移行後の実体審査請求の提出時に、又は専利局からの発明専利出願の実体審査段階移行通知書を受け取った日から起算して 3 ヶ月以内に、専利法実施細則 51 条 1 項の規定に基づき出願書類を補正することができる。</p> <p>審査の根拠とする書類の確認については、本指南第二部分第八章第 4.1 節の規定を適用する。前述の補正書類及び専利法実施細則 51</p>	<p><u>中国語訳文に完全に含まれるか否かを確認しなければならない。規定に適合しない場合は含まれない場合は、審査官国際事務局から伝送される「援用項目又は部分の決定確認通知書」(PCT/RO/114 表)における記載を根拠として、中国に対する国際出願日を改めて確定しなければならない。</u></p> <p>国際段階の補正書類については、国内段階移行時に審査の基礎とすることが明記されていないか、若しくは明記したが、規定に基づく中国語訳文を提出していない場合、実体審査の基礎としない。</p> <p>出願人は、国際出願の国内段階移行後の実体審査請求の提出時に、又は専利局からの発明専利出願の実体審査段階移行通知書を受け取った日から起算して 3 ヶ月以内に、専利法実施細則 517 条 1 項の規定に基づき出願書類を補正することができる。</p> <p>審査の根拠とする書類の確認については、本指南第二部分第八章第 4.1 節の規定を適用する。前述の補正書類及び専利法実施細則</p>	<p>明専利出願の実体審査段階移行通知書を受け取った日から起算して 3 ヶ月以内に、専利法実施細則 57 条 1 項の規定に基づき出願書類を補正することができる。</p> <p>審査の根拠とする書類の確認については、本指南第二部分第八章第 4.1 節の規定を適用する。前述の補正書類及び専利法実施細則 57 条の規定に基づいて提出される補正書類の審査については、本指南第二部分第八章第 5.2 節の規定を適用する。</p>
--	--	---

<p>条の規定に基づいて提出される補正書類の審査については、本指南第二部分第八章第 5.2 節の規定を適用する。</p>	<p>547 条の規定に基づいて提出される補正書類の審査については、本指南第二部分第八章第 5.2 節の規定を適用する。</p>	
--	--	--

出所：国家知識産権局ホームページ：

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/31/art_75_180016.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。